座間市教育委員会１０月定例会議事日程

１　開　　会

２　会期の決定

３　会議録署名委員の指名

４　前回会議録の承認

５　教育長報告

６　案　　件

⑴　議案

ア　第四次座間市子ども読書活動推進計画の策定について

イ　座間市教育委員会職員の人事について

ウ　座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領

⑵　報告

県費負担教職員の任用について

７　閉　　会

座間市教育委員会１０月定例会議事運営要領

日　　時	令和８年１０月２１日（水）　午前９時３０分
場　　所	座間市役所５階　教育委員会室
会　　期	令和８年１０月２１日　１日間
前回定例会 年　月　日	令和８年９月１６日
会　議　録	升水委員
署 名 委 員	吉田委員
経 過 報 告	木島教育長

No.	議案番号	議　　案　　事　　項　　名	提案説明者
1	45	第四次座間市子ども読書活動推進計画の策定について	図書館長
2	46	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
3	47	座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領	就学支援課長

No.	報告番号	報　　告　　事　　項　　名	報告者
1	15	県費負担教職員の任用について	就学支援課長

経　過　報　告

令和8年10月21日定例会

実施月日	曜	事　業（行事）等　の　内　容	出席委員等
9月16日	水	教育委員会定例会	教育長、教育長職務代理者、 升水委員、吉田委員
9月16日	水	熊本地震に伴う派遣職員帰庁式	教育長
9月18日	金	学校訪問C（南中学校）	教育長
9月18日	金	市基地返還等市民連絡協議会役員会	教育長
9月24日	木	市長表敬訪問 （清水遥仙さん（座間中学校3年生）、Unicon　22－Unicycling World Championships and Con vention 2026 ソロ部門及びペア部門（優勝）、グループ部門（準優勝））	教育長
9月25日	金	学校訪問A（相模中学校）	教育長、教育長職務代理者、 吉田委員
9月26日	土	市福祉大会	教育長
9月26日	土	社協福祉まつり	教育長
9月30日	水	市議会第3回定例会　閉会	教育長
10月1日	木	市辞令交付式	教育長
10月1日	木	選任辞令交付式	教育長、教育長職務代理者
10月1日	木	教育委員会臨時会	教育長、教育長職務代理者、 吉田委員
10月1日	木	教育支援委員会	教育長
10月2日	金	定例校長会議	教育長
10月3日	土	大曲の花火－秋の章－	教育長
10月6日	火	県央教育事務所管内教育長会議	教育長
10月8日	木	市長表敬訪問 （髙瀬茉那さん（相模野小学校6年生）、文部科学大臣杯NPBガールズトーナメント2026全日本女子学童軟式野球大会（神奈川県選抜代表選手）出場）	教育長
10月11日	日	栗原地区市民レクリエーション大会	教育長
10月11日	日	全国消防操法大会出場に伴う激励の集い	教育長
10月11日	日	全国消防操法大会出場に伴う壮行会	教育長
10月14日	水	SC相模原「座間市ホームタウンデー」チケット贈呈式	教育長
10月15日	木	学校訪問A（栗原小学校）	教育長、教育長職務代理者、 吉田委員
10月16日	金	県都市教育長協議会臨時総会	教育長

実施月日	曜	事 業 （行事） 等 の 内 容	出席委員等
10月17日	土	中学校体育祭	教育長、教育長職務代理者、 升水委員、吉田委員
10月18日	日	ひまわりフェスタ in NISSAN	教育長
10月19日	月	県市町村教育長会連合会幹事会及び総会	教育長
10月20日	火	いさま会役員会	教育長

議案第４５号

第四次座間市子ども読書活動推進計画の策定について

第四次座間市子ども読書活動推進計画を別添のとおり策定することについて議決を求める。

令和８年１０月２１日提出

座間市教育委員会
教育長　木　島　　弘

提案理由

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成１３年法律第１５４号)第９条第２項に基づき、第四次座間市子ども読書活動推進計画を策定するため提案するものである。

６～７ページ：非公開案件のため省略

議案第４７号

座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領

座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を別紙のとおり制定する。

令和８年１０月２１日提出

座間市教育委員会
教育長　木　島　　弘

提案理由

人事異動を実施するに当たり要領を制定するため提案するものである。

座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領（案）

座間市教育委員会は、神奈川県公立学校教職員人事異動方針に基づき、座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を次のように定める。

１　異動の時期

採用（転任採用を含む。）、配置換及び昇任は４月１日付け、退職は３月３１日付けで行うことを原則とする。

２　転任及び配置換

⑴　校種を異にする異動について積極的に行うものとする。

⑵　他市町村との人事交流に努めるものとする。

⑶　学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。

⑷　原則として同一校勤続３年以内の者は、異動の対象にしないものとする。ただし、校種を異にする異動及び特別支援学級担任予定者は除くものとする。

⑸　同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続７年から９年を限度として異動の対象とするものとする。

⑹　新規採用から同一校に多年勤務するものについては、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続（非常勤任用・臨時的任用期間も含む。）５年から６年を限度として異動の対象とするものとする。

⑺　中学校においては、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。

⑻　小・中学校から高等・特別支援学校への異動については、別に定める。

⑼　本市内での小学校間における配置換については、次の地域区分のうち、第１希望から第３希望までを必ず記入し、当該地域に含まれる学校について希望の順に列記すること。

なお、現任校を包含する地域を選択する場合は、第３希望として、他の学校を希望することができる。

Ａ地域	ひばりが丘小学校	東原小学校	旭小学校
Ｂ地域	座間小学校	入谷小学校	
Ｃ地域	相模野小学校	相武台東小学校	相模が丘小学校
Ｄ地域	栗原小学校	立野台小学校	中原小学校

⑽　本市内での中学校間における配置換については、地域区分はなく、現任校以外の５校が希望校の対象となり、第１希望から第３希望までの３校を必ず記入すること。

⑾　本市内での校種を異にする配置換希望については、前２号によるものとする。

⑿　前各号に掲げるもののほか、学校運営上又は行政上必要な場合は異動を行うものとする。

3　新規採用

教員の新規採用に当たっては、当該学校の教職員構成を検討し許可教科の解消に努め、清新な気風を導入するよう配慮するものとする。

⑴　採用内申を行うに当たっては、次に掲げることに留意するものとする。

ア　面接を行い、人物について把握すること。

イ　本人が有する免許状について確認すること。

ウ　現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認すること。

⑵　新規採用教員の配置については、初任者研修制度を踏まえて、一般教員の配置換等異動計画を進めるなかで適切に行うものとする。

4　勧奨退職

勧奨退職については、別に定める要綱により行うものとする。この場合その趣旨の周知を図る。

5　その他

この要領に規定するもののほか、任免その他人事に関する取り扱い及び手続き等に関し必要な事項は、別に定める。なお、県教育委員会による県費負担教職員等人事異動要綱と差違が生じた場合は県に準じるものとする。

神奈川県公立学校教職員人事異動方針

（昭和 38 年 1 月 17 日教育委員会議決）

神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

1　適材を適所に配置すること。

2　教職員の編成を刷新強化すること。

3　全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

１２～１６ページ：非公開案件のため省略